

記入例

簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）【家計急変者用】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の年間見込収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者）」を提出して下さい。
- 年間収入の見込額（E）が収入基準額（F）を下回る場合

太枠の中が記入箇所です！

①～⑨の順番に

沿って進めてください！

各項目を確認いただき、氏名をご記入ください

- 本給付金の申請要件に該当しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みです。
- 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等・コピー）を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額（E）が収入基準額（F）を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

①

令和 4 年 8 月 10 日

申請者氏名 霜 太郎

令和2年2月以降（2月を含む）の任意の月の収入額（令和4年4月以降にひとり親になった方はその翌月以降の月）をご記入ください。

令和 4 年 7 月

※月額です。また、下記の項目以外の収入は記載不要です。

項目		月額（単位：円） 万 千 百 十 一					注意事項
A	養育費	③	2	0	0	0	養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
B	給与収入		1	5	0	0	サラリーマンやアルバイトの方などで、給与収入がある場合に総支給額をご記入ください（手取り額ではありません）。 給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
C	事業収入又は不動産収入					0	自営業者などで、事業収入又は不動産収入がある場合に経費などを差し引く前の金額をご記入ください。 帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
ア	年金収入					0	公的年金収入がある場合にご記入ください。 遺族に対して支給されるものも含まれます。 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
D	イ	児童扶養手当 相当額	児童数	月の支給額			遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、左の表を確認し該当する金額をご記入ください。
		0人	0円				児童数は申請日時点の人数です。
		1人	10,160円				児童が4人以上の場合は、18,300円に児童1人あたり3,050円を加算してください。
		2人	15,250円				
		3人	18,300円				
		4人以上	3,050円加算				
年金相当収入（アーハイ）						0	ア、年金収入一イ、児童扶養手当相当額の金額をご記入ください。

e	月額収入の合計額	④	1	7	0	0	0
E	年間収入の見込額		2	0	4	0	0
F	収入基準額	⑨	4	4	2	5	0

EとFを確認いただき、
E>Fの場合には、所
得の見込額で申立を
行うことができます。

E<Fを満たさない場合でも、「簡易な所得見込額の申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります
ので、こども福祉課児童扶養手当担当（047-712-8539）までご連絡ください。

（裏面に続きます）

○収入基準額を算出

(裏面)

○になる人は

- ・昭和27年1月1日以前に生まれた人
- ・昭和27年1月2日から昭和28年2月28日に生まれた人で申請時点で誕生日を迎えている人

名をご記入ください。
ください。

番号	フリガナ 氏名	誕生日	年齢	△	職員記入欄
1	カスミ イチロウ 霞 一郎	平成14年12月1日	19歳	△	△ ○ 5
2	カスミ ハナコ 霞 花子	平成17年8月1日	17歳	△	
3					
4					
5					

△になる児童は

- ・平成11年1月2日～平成18年1月1日生まれの児童
- ・平成18年1月2日～平成19年2月27日生まれで、申請時点で誕生日を迎えている児童

上記で記入した人数を
チェックした上で、
あてはまる基本基準額を
工の欄に転記してください。

△もしくは○
の合計数

2

係数

× 150,000円 × 100,000円

加算額

300,000

単位：円

✓	人数	基本基準額
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
✓	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

6人以上いる場合は、1人増えるごとに
475,000円を加算します。

ウ	加算額合計	300,000
エ	基本基準額	4,125,000
フ	収入基準額 (ウ+エ)	4,425,000

⑥

Fの収入基準額を、表面のF欄に転記してください

⑧

申請者が父母以外の養育者で、かつ以下のいずれかに該当する場合は

収入基準額が変わりますので、こども福祉課児童手当担当 (047-712-8539) までご連絡ください。

(異なる様式の収入基準額の算出票をお送りします)

- ・父が死亡または生死不明かつ母がない児童
- ・母が死亡または生死不明かつ父がない児童
- ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの
- ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

「新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しています。」とは、申請者または申請者の生活を経済的に支えている以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合のことをいいます。

- ・申請者の配偶者、または申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系または兄弟姉妹
- ・申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。